

加茂市へ転入された皆様へ

◆次の項目に該当する人は、担当窓口で手続きをしてください。 加茂市役所 ☎(代表) 0256-52-0080

(平成 28 年度版)

確認	項目	担当窓口	手続きの内容等
	印鑑登録が必要な人	1階 市民課 ①番窓口	新たに登録の手続きをしてください。
	住民基本台帳カードを持っている人		転出証明書はありません。住基カードを必ずお持ちのうえ転入届をしてください。カード継続利用処理をします。写真付のカードは裏面に新住所を記入します。前住所地で電子証明書を受けていた人は、住所が変わると失効しますので、必要な方は個人番号カードを申請してください。
	マイナンバー 通知カード（紙製・緑色） を持っている人		裏面に新住所を記載しますので、窓口にお持ちください
	個人番号カード（プラスチック・写真入） を持っている人		転出証明書はありません。個人番号カードを必ずお持ちのうえ転入届をしてください。カード継続利用処理をします。裏面に新住所を記載し、ICチップ内の情報も書き換えます。また、電子証明書を受けていた人は、住所が変わると失効していますので、新規に申請してください。
	国民健康保険に加入する人		新たに加入手続きをしてください。国保世帯に転入し世帯主が変更になる場合は、他の国保世帯員の保険証を差し替えますので、お持ちください。 ※解雇等による国保税の軽減期間中の人は届出をしてください。
	70～74歳の人		前住所地の「負担区分等証明書」をお持ちのうえ、手続きをしてください。⇒健康課⑥番窓口
	国民年金・厚生年金をもらっている人		年金受給者の住所変更届の手続きをしてください。
	市税の口座振替 (市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)	1階 税務課 ②番窓口	加茂市の市税を口座振替されていた人が再転入した場合は、新たに口座振替申し込み手続きが必要です(口座振替を希望する金融機関等の「口座番号と届出印」が必要です)。
	住宅を新・増築された人		家屋の固定資産税を算出するため、家屋調査を行います。家屋調査がまだお済みでない場合は、調査の申し込みをしてください。
	ごみの収集日程表	1階 環境課	該当する地区の、ごみ収集日程表をお受け取りください。
	犬を飼っている人	⑤番窓口	犬の登録事項変更届をしてください。届け出の際、現在使用している鑑札をお持ちください。
	新卒就職者及びUターン就職者 で融資が必要な人	1階 商工観光課 ③番窓口	就職に伴い必要となる物やサービスの取得資金として「ふるさと就職支援資金」をご利用いただけます。申請手続き後、市内金融機関で融資の申し込みをしてください。

確認	項目	担当窓口	手続きの内容等
	後期高齢者医療保険に加入する人	1階 健康課 ⑥番窓口	県外から転入の場合は、前住所地から交付された「負担区分等証明書」をお持ちのうえ、手続きをしてください。
	医療費助成を受けている人(子ども、ひとり親家庭等、重度心身障害者、妊産婦等)		「健康保険証」をお持ちのうえ、手続きをしてください。重度心身障害者の人は、「保険証と身体障害者手帳または療育手帳」をお持ちのうえ、手続きをしてください。
	19歳以上で市が実施する検診をご希望の方		受診可能な検診についてご案内します。
	高校生年齢相当までのお子さん		「母子健康手帳」をお持ちのうえ、手続きをしてください(予防接種、乳幼児健診等の説明をいたします)。
	精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)を持っている人		「精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証」をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。
	妊娠中の人		「母子健康手帳」、「健康保険証」をお持ちのうえ、手続きをしてください(妊産婦医療費助成制度と妊婦健康診査受診票の交付の手続きをしてください)。
	児童手当をもらっている人	1階 福祉事務所 ⑦番窓口	新たに請求の手続きをしてください。(対象のお子さんと同居していなくても受給できる場合があります。)
	児童扶養手当をもらっている人		「児童扶養手当証書」をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。
	特別児童扶養手当をもらっている人		「特別児童扶養手当証書」をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。
	障害者手帳を持っている人		「身体障害者手帳」、「療育手帳」をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。
	要介護認定を受けている人		前住所地で発行された「受給資格証明書」をお持ちください。
	自立支援医療受給者証(更生医療)を持っている人	「自立支援医療受給者証」をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。	
	水道・下水道	2階 水道局 下水道課	転入されて水道等を新たに使用される場合は、印鑑をお持ちのうえ、水道および下水道の使用開始の手続きをしてください。
	小・中学校の児童・生徒	4階 教育委員会 学校教育課	転入手続き後、学校教育課で転校の手続きをしてください。
	小学校新入学予定の人		小学校新入学予定の人は、学校教育課へ転入をお伝えください。